

# 「町田市景観づくり市民推進員」を募集します

## 1 目的

どうして「町田市景観づくり市民推進員」を設置するの？

良好な景観をつくるには

1 町田の景観の  
魅力を知ること

2 魅力を広めて、  
たくさんの共感  
を得ること

3 共感してくれた  
人が、良好な  
景観づくりを  
実践すること

良好な景観をつくるには、上記のようなことが大切だと考えています。そのためには、市民の方々の力を借りて、たくさんの共感者、協力者を得ることが必要です。

景観づくりは、小さなことから始められます。

建築する際に地形や周囲の街並みに配慮することだけでなく、庭木や花壇の手入れ、家の周りの掃除など日々の小さな積み重ねが景観づくりにつながります。

市と市民の方々とで協働し、地域の景観に身近に触れている市民の方々の思いやお考えを伺いながら、普及・啓発活動に取り組み、良好な景観づくりにつなげることを目指します。

## 2 制度の概要

登録するとどうなるの??

市の呼びかけに応じ、検討や活動に参加し、普及・啓発活動の検討や実施を行います。

登録人数：15名程度

任期：3年（再任も可能です）

活動の継続が難しくなった場合は、途中での登録取消も可能です。

活動の頻度：不定期ですが、年に6回程度を想定しています。

謝礼等：報酬・謝礼はありません。

## 3 役割

どんなことをするの？



みんなでどんなことができるか話し合い、企画を検討します。

具体的な活動内容（例）



まち歩きを通じて、  
魅力を発見



魅力を伝える情報誌の  
発行や、情報の発信



景観賞の実施などにより、  
良い事例を紹介

## 4 応募要件等

<応募要件>

- ①市内在住であること
- ②年齢が募集締切日時時点で満18歳以上であること
- ③町田市の職員、市議会議員でないこと
- ④市の景観づくりの考え方や方針を理解していること
- ⑤市の景観づくりの活動を、市民の立場で自ら実践する意欲があり、推進員同志で協力し合い活動に取り組めること
- ⑥景観づくりに関わる活動に継続的に参加できること

<応募方法>

町田市公式ホームページ掲載の申込書（様式1）に必要事項を記入の上、メール、郵送、窓口への持参のいずれかにより、提出

## 5 問い合わせ/申し込み先

町田市都市づくり部地区街づくり課街づくり景観係  
TEL 042-724-4267

✉ mcity6250@city.machida.tokyo.jp

〒194-8520 町田市森野2-2-22 町田市庁舎 8階（804窓口）